

令和6年度第2回自然再生専門家会議 議事概要

日時：令和6年11月22日（金） 10:00～12:00

場所：航空会館901号室及びオンライン開催（ウェブ会議システムを使用）

出席者（敬称略）：

（委員長） 鶴谷 いづみ

（委員） 大河内 勇 萱場 祐一 小林 達明 佐々木 淳

志村 智子 高山 光弘 中村 太士 宮内 泰介

守山 拓弥 山本 智子 和田 恵次

（関係省庁） 環境省、農林水産省、国土交通省、文部科学省から関係者

（協議会） 中海自然再生協議会、阿蘇草原再生協議会の実施者

（事務局） 株式会社一成

会議は公開にて行われた。（一般傍聴者46名）

【議題1：自然再生基本方針の見直しについて】

資料1-1～1-4及び参考資料3を用いて、自然再生基本方針の見直しについて、前回の第1回自然再生専門家会議での委員からの意見に対する回答、またパブリックコメントで寄せられた意見に関する対応等が報告された。見直し案について委員から大きな指摘はなく、事務局案をベースに委員長と確認をとりながら今後の手続きを進めていくことで了承された。委員による主な質疑応答は次のとおり。

自然再生基本方針の見直し案について

- 資料1-1 p 10 18行目は、自然環境が再び劣化した場合の扱いについて記載しているため、「自然環境が安定するまで」ではなく「適切な状態に回復するまで」や「目標とするような自然環境に回復するまで」などの表現が良い。
- 資料1-1 p 25 5(2)のタイトルで「自然災害の経験を踏まえた自然再生による国土強靭化」とあるが、国土強靭化を進めるために自然再生を活用するというニュアンスに受けとれるため、「防災減災や災害復旧時における自然再生への留意事項」などに変えてはどうか。
- 資料1-4 p 2について、自然再生推進法の中に「公共事業による自然再生」がある。資料1-1 p 12 21行目に「国や地方公共団体が公共事業」とあるが、この「国」は外すべきではないか。国の場合には、地域生物多様性増進法の対象にはならないとのことだが、官民連携の取組は対象か。
⇒ 国が地域で行う自然再生に資する取組も自然再生基本方針で触れておくべきとの前回意見を踏まえて、「国」を入れている。地域生物多様性増進法では、基本的には認定主体が国になるため、国が行う活動は認定対象外だが、地方自治体が行う活動については認定対象になるとを考えている。民間が国と連携しながら取り組んでいる活動も、民間から申請する場合は、認定対象になり得ると考えるが個別の計画に応じて判断していく。
- 資料1-1 p 12 1(3)のタイトルで「『小さな自然再生』など自然再生に資する取組の促進」とあるが、このタイトルでは小さな自然再生しか目に入らない。タイトルで公共事業も含まれることがわかるとより良い。

自然再生推進法と地域生物多様性増進法について

- 自然再生推進法と地域生物多様性増進法の関係性については、理解が難しい面があるため、文章として示すだけではなく、説明が必要である。見直し案の文章は良いと思うが、今後も説明の場を設けるなど、地域の活動者に対して丁寧に説明して欲しい。
- 自然再生基本方針を読み通すことは難易度が高いため、視覚的な資料があればより良い。
- 自然再生推進法と地域生物多様性増進法の関係性については本質的に分かりにくいものだと思う。今後、啓発や制度の修正含めてご検討いただきたい。
- 小さな自然再生は、地域生物多様性増進法で上手く進んでいくと思う。規模や技術的な観点から公共事業化が必要な、個別の団体で取り組むには難しい問題がある場合は、自然再生推進法による支援を強化すれば良い。
- 「地域生物多様性増進法」という言葉だけを見ると、生物多様性の数が多いほど良いと誤解される可能性がある。特に、自然環境を「創出」する際は、「増進」の言葉が誤解を生むかもしれないため、気を付けていただきたい。

自然環境学習について

- 資料1-1 p 19 4 (1) に関連して、子どもたちが家庭の収入格差に関わらず、平等に自然体験ができる視点も大切である。

【議題2：自然再生事業実施計画について】

資料2-1～3-3及び参考資料4-1～5-2を用いて、自然再生協議会から自然再生事業実施計画について説明があり、次に主務省から自然再生事業実施計画が自然再生推進法に則っているか、自然再生基本方針等に沿ったものかを確認した結果、主務省としては自然再生推進法に基づく助言は要しないとの考えが説明された。引き続き、委員からの質疑が行われ、その結果、主務大臣からの助言が必要だとの意見はなかったため、主務大臣からの助言は不要という結論となった。委員と実施者による主な質疑応答は次のとおり。

中海自然再生事業実施計画 第3期実施計画について

- 協議会と行政の協働関係について、現地視察以降、何か進展はあったか。
⇒ 今後、行政とともに勉強会を行い、協議会として前に進める動きはある。第3期実施計画に取り組むと同時に、協議会内での多様な主体の連携を修復したい。
- 渚渫窪地の環境修復事業は非常に興味深い実験であるため、継続いただき、是非論文として公表いただけだと他事業にも役に立つと思う。
- 渚渫窪地の環境修復事業において設置された石炭灰造粒物は撤去されるか。
⇒ 石炭灰造粒物は公共事業でも用いられており、生物相の把握や重金属の含有量も調査されているため、施工したまま放置しても問題ないと考えている。

第三期 阿蘇草原自然再生事業 野草地保全・再生事業実施計画について

- 募金についてどのように集めているか。募金を行う主体はどこになるか。また、募金額の減少理由が分かれば教えてほしい。
⇒ 募金は、施設や店舗に設置された募金箱で集めるほか、企業からの大口の募金や自動販売機の収入一部も募金としていただいている。収入の減少理由は明確に分からぬが、キャッシュレス時代になり、募金箱が時代に沿わないのかもしれない。
- 阿蘇地域周辺の話題として、半導体の製造工場の建設がある。半導体の工場が立地することで経済は活性化するが、同時に多くの水も使う。そのような資源を使う企業にも働きかけて、募金を積み上げる努力をされたら良い。
- 本実施計画外であるが、多くの資源があるにもかかわらず、人を引き付ける部分が少し弱いと感じる。インターネットで検索したら、アクティビティがすぐヒットするなど、阿蘇でのエコツーリズムをメジャーにできたらお金も自然に集まるのではないかと思う。
⇒ 質の高いエコツアーをしていると思うが、それを目玉にするような観光業を育てるこも必要かもしれない。
- 防火帯の更新も必要になる。最近では、環境配慮型のコンクリートも出てきており、バイオチャー（バイオ炭）を混和したコンクリートでは草の資源を炭化して混ぜ込むこともできるかもしれない。どのようなコンクリートを使うか、気を配ることも今後の防火帯づくりでは必要だと思う。

以上